

## 月別納入額内訳（1年生）

項目 月	毎月13日、13日未振替の場合25日（7月は20日）に口座振替するもの										合計	その他
	授業料	PTA 会費	生徒会費	同窓会費	学年費	修学旅行 等積立金	小計	食費	寮費	小計		
4月	(4月分のみ8日に納付書により現金で納めます)											入寮生の場合、その他に購買での飲食代、学用品代が加算されます。(これは各人によって異なりますが、平均して4,000～5,000円くらいです。)
5月		2,000	1,100	800	1,100	11,000	16,000	28,000	14,550	42,550	58,550	
6月	29,700						29,700	28,000	14,550	42,550	72,250	
7月		2,000	1,100	800	1,100	11,000	16,000	28,000	14,550	42,550	58,550	
8月								28,000	3,300	31,300	31,300	
9月	29,700						29,700	28,000	14,550	42,550	72,250	
10月		2,000	1,100	800	1,100	11,000	16,000	28,000	14,550	42,550	58,550	
11月	29,700						29,700	28,000	14,550	42,550	72,250	
12月		2,000	1,100	800	1,100	11,000	16,000	28,000	14,550	42,550	58,550	
1月		2,000	1,100	400	1,100	11,000	15,600	28,000	3,300	31,300	46,900	
2月	29,700						29,700	28,000	3,300	31,300	61,000	
3月								28,000	3,300	31,300	31,300	
合計	(118,800) 118,800	(12,000) 10,000	(8,500) 5,500	(3,600) 3,600	(19,250) 5,500	(70,000) 55,000	(232,150) 198,400	(333,450) 308,000	(129,600) 115,050	(463,050) 423,050	(695,200) 621,450	
備考				準会員								

- 注 1 ※「授業料」については、申請により高等学校就学支援金制度が適用されます。  
 受給資格認定の申請の結果認定された場合は、国から授業料相当額（月額9,900円）の就学支援金が支給されますが、学校設置者である兵庫県が生徒本人に代わって受け取り、その生徒の授業料に充てることにより、当該月の授業料（月額相当額9,900円（年額118,800円））を納付する必要がなくなります。  
 また、就学支援金の受給資格がない生徒については、授業料（年額118,800円）を納付していただく必要がありますが、金額等については上記のとおりです。
- 注 2 ( )内は年額を記載しています。
- 注 3 振替手数料110円が加算されます。ただし、授業料のみの引き落としの場合は、振込手数料は不要です。  
 ※消費税の改正により変更される場合があります。